

飛鳥の宮都散策マップ制作業務委託に係る審査項目及び審査基準

審 査 項 目		配点	評 価 の 観 点	評 價				
				特に 良い	良い	普通	やや 劣る	
提 案 内 容	業務実施方針	20	本業務の目的、主旨を十分理解し、来訪者が手に取りやすく、使いやすい成果物の提案となっているか。	20	16	12	8	4
	世界遺産や日本遺産の活用	20	令和8年の登録を目指す世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」、平成27年に認定された日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」を十分に活用した散策マップの提案となっているか。	20	16	12	8	4
	来訪者の誘導	20	飛鳥宮跡を核とした、石舞台古墳周辺から水落遺跡周辺までの集落内道路沿いの「にぎわいの街」に来訪者を誘導できる提案となっているか。	20	16	12	8	4
	徒歩等による周遊機会を創出する仕掛けやデザイン	20	対向スペースが少ない道路が多く、自動車による観光には適していないとともに、生活空間と密接なエリアであることを考慮し、徒歩などによる周遊機会の創出を図る仕掛けを含んだ提案となっているか。	20	16	12	8	4
業務実施体制及び実績		10	本業務に関する知識と経験、実績を有する者が担当者・技術者となっているか。目的が実現できるフローとなっているか。	10	8	6	4	2
		5	過去において、同種、類似業務の実績を有しているか。 ※1点×実績件数（最高で5点）					
見積額		5	もっとも安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※5点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積金額） (数点第1位切り捨て)					
合 計 点 数		100						

■ 基準点は60点とし、平均評価点数が60点未満の提案を行った者は、選定対象としない。